

平成二十四年 第四回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十四年四月二十三日(月)午後四時

二 閉会日時 平成二十四年四月二十三日(月)午後四時四十七分

三 会議開催の場所 教育研修センター四階 第二研修室

四 出席委員

五 事務局出席職員

教育部長
理事
教育次長
教育次長
浪岡教育事務所長
総務課長
参事兼社会教育課長事務取扱
参事兼文化スポーツ振興課長事務取扱

小野寺 晃
工藤 壽彦
金澤 保
成田 一三三
和田 比呂志
岸田 耕司
館田 一弥
加藤 文男

中央市民センター館長
文化財課主幹
市民図書館長
学務課長
学校給食課副参事
指導課長
浪岡教育事務所教育課長

今村 牧彦
川村 範規
田中 聡子
山谷 尚史
川邊 真理子
伴孝 文
鳴海 雄大

柳谷 章二
鎌田 慎也
西村 惠美子
平出 道雄
石澤 千鶴子
月永 良彦

六 会議に付議された案件

(一) 議事

議案第十七号 臨時に代理し処理した事項の承認について
議案第十八号 臨時に代理し処理した事項の承認について

(二) 報告

- (一) 暴風に伴う被害報告について
- (二) 西田沢小学校の耐震診断結果について
- (三) 青森市民室内プール改修工事の工期について
- (四) スポーツ推進審議会委員の就任辞退について
- (五) 体育施設における新エネルギー・省エネルギー設備の導入について
- (六) 棟方板画館・棟方志功記念館合併記念「棟方志功展」の開催について
- (七) 小・中学校の校庭除雪について
- (八) 浪岡庁舎周辺整備事業計画における浪岡中央公民館等の改築について

(三) その他

七 会議録署名委員

西村 惠美子
月永 良彦

八 会議の概要

午後四時に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項七のとおり指名する。
議案第十七号及び議案第十八号について審議を行い、原案のとおり決定する。
事務局から八件の報告をし、平成二十四年度第五回定例会の日程調整をし、閉会した。

九 会議の状況

委員長

それでは議事に入ります。

議案第十七号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

工藤理事から説明

議案第十七号 臨時に代理し処理した事項の承認について、御説明いたします。

このたび臨時に代理し処理いたしました事項は、青森市森の広場条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

森の広場は、スポーツ、レクリエーション、森林浴等の野外活動を通じて、森林に対する理解を深めるとともに市民の健康増進に資するために、平成四年に新城地区に開設され、五十三ヘクタールの敷地内には、遊歩道のほか、多目的広場やゲートボール場を設け、多くの市民に利用されている施設であります。

当該施設の開設期間につきましては、青森市森の広場条例施行規則に基づき、例年五月一日から十月三十一日までの六カ月間としておりましたが、今冬の豪雪により四月十八日現在で、一メートル程度の積雪があり、五月一日の開設が困難な状況であるため、開設期間の変更が必要となりましたことから、当該規則の一部を改正したところでございます。

当該規則の改正に当たりましては、本定例会において、御審議いただくべきところでありましたが、五月一日の開設日より前に早期に開設時期の延長を決定し、利用予定者や市民の皆様幅広く周知する必要がございましたことから、「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第五条第一項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第二項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるところでございます。

改正内容でございますが、配付資料をご覧ください。

「青森市森の広場条例施行規則新旧対照表」をご覧くださいと思います。

まず、同規則第一条中「青森市森の広場条例（平成十七年青森市条例第百五十七号）」の下に、「。以下「条例」といふ。」文言を加えました。

次に、同規則第二条に新たに第三項として「前二項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開設期間及

び開設時間を変更することがある。」という条項を追加し、開設期間及び開設時間の変更を可能としたところがございます。

開設時期は五月十九日を予定しておりますが、雪解けが早まり、施設の安全性が確保された段階で速やかに開設することとし、各種広報媒体を活用して周知を図って参りますので、御理解をお願い申し上げます。

委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

西村委員 この森の広場の規則の一部改正に関して、私は、別に問題がないと思いますが、他に青森市の類似した施設において問題はないのでしょうか。

文化スポーツ振興課長 他の施設の条例、規則等には、このような変更ができるなどの文言が入っております。この条例施行規則だけ漏れておりましたので、今回、このような事情がございましたので、規定したということでございます。

委員長 そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

委員長 ないようであれば、議案第十七号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に、議案第十八号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第十八号 臨時に代理し処理した事項の承認について、御説明いたします。

このたび臨時に代理し処理いたしました事項は、「青森市少年指導育成連絡協議会等の設置に関する規則」の廃止についてでございます。

この規則は、青森市少年指導育成連絡協議会等の設置、組織及び運営について必要な事項を定めているものでございます。

この規則に規定されている、青森市少年指導育成連絡協議会につきましては、これまで青森市が設置主体となる協議会として設置して参りましたが、平成二十四年四月一日付けで通知のあった「青森市附属機関の設置及び運営に関する指針」及び「青森市附属機関以外の会会等の運営に関する基準」に基づき、当該協議会のあり方を検討した結果、市の外部団体として設置すべきとの結論に至ったものであります。

今後、当該協議会を市の外部団体として運営する場合には、早急に関係する規則等の改廃を行った上で開催しなければならなくなったことから、当該協議会の設置規定となる「青森市少年指導育成連絡協議会等の設置に関する規則」を早急に廃止したものであり、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第五条第一項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第二項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものでございます。以上でございます。

委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

委員長

ないようであれば、議案第十八号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議がないようですので、原案とおり決定することといたします。

(二) 報 告

委員長

それでは、報告事項に入ります。本日の報告事項は八件となっております。

(一)「暴風に伴う被害報告について」事務局から報告をお願いいたします。

総務課長から説明

去る四月二日から四日にかけての暴風に伴う教育委員会所管施設の被害状況について御報告いたします。
別添資料をご覧ください。

はじめに、小・中学校における被害状況につきましては、屋根やガラス、外壁等の破損、倒木など、小学校十七校で二十三件、中学校七校で十二件の被害が発生したところです。裏面に記載しております小・中学校を除く市民センター等施設の被害状況につきましては、屋根やガラス、外壁等の破損、倒木など、十四施設で十八件の被害が発生したところです。

これらの被害については、発生後、速やかに応急対応を図ったところであり、幸いにも人的な被害もなく、施設の運営に影響はございませんでしたが、特に大きな被害については、資料裏面の四十三番をご覧ください。

中央市民センターにつきましては、プラネタリウムのドーム部分の銅板が飛散及び剥離したため、雨漏りが発生し、さらに拡大する恐れがあるため、緊急的な簡易防水工事を行い、十八日に終了しております。

また、四十六番をご覧ください。

中央市民センター合子沢分館につきましては、屋根のトタンの三分の二に当たる約三百三平方メートルが剥離し、近隣の空き地・道路に飛散したため、速やかに警察、消防に連絡し対応したところであり、幸いにも人的な被害が生じませんでした。

しかしながら、施設の一階、二階部分が雨水により浸水したため、翌日から緊急防護工事を行い、六日に終了したところでございますが、一階天井にまだ雨水が浸透しているため、天井が乾燥した後に、本格的な修繕工事、電気設備等の付帯工事に着手する予定でございます。

その他の被害につきましては、現在において、緊急性を要するものについては、既に修理を完了しております。

また、緊急性を要しないものについては、今後、速やかに修理していくこととしております。

以上でございます。

委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

平出委員

十九番の浪館小学校の校庭の木が一本折れた、二十四番の佃中学校の桜の枝が折れたとありますが、学校に結構木があるわけですが、木の老木などの状態は調べているのでしょうか。

総務課長

木が老木かどうかの状態は、これまで調べてはございません。ただ、危険な部分については、例えば木が風で倒壊してしまうかもしれないなどの学校からの連絡を受ければ、その時点で撤去をするなどの対応を行っております。今ある木については、あくまで暴風に伴って倒れたということで、御理解いただければと思います。

西村委員

今回は、人的被害がなかったということで、ホツとしておりますが、子どもたちが帰宅時であった場合、利用者がいた場合に対応があったかどうかをお知らせください。

総務課長

ちょうど、四月三日から四日にかけては、春休み期間でございました。もし我々の方でも暴風の状況があった場合には、速やかに対策本部を設置するとともに、学校を休校にするなどの対応は、災害の状況によって取るつもりです。ただ、今回は、春休みの期間なので問題ないだろうという判断でございました。

委員長

ないようであれば、次に移ります。

(二)「西田沢小学校の耐震診断結果について」事務局から報告をお願いいたします。

総務課長から説明

西田沢小学校の耐震診断の結果について御報告いたします。

教育委員会におきましては、これまで学校施設の耐震性能の確保に向け、耐震診断が必要な小・中学校につきましては、計画的に耐震診断を実施するとともに、耐震性能が確保できない学校につきましては、耐震補強や改築といった耐震化事業を実施してきたところであります。

このうち、唯一、耐震診断未実施となっておりました西田沢小学校の木造部分につきまして、この度、耐震診断報告書が平成二十四年三月末に提出されましたことから、その結果につきまして、御報告させていただきます。

それでは、お手元の資料をご覧下さい。

当該小学校は、右側の配置図に示されているとおり、ロノ字型の建物配置となっております。

この度の耐震診断は、木造部分に関して実施したところであり、西側の網掛けの建物「の一棟」以外の棟について実施したところではありません。

左下に掲載してありますが、「の一棟」につきましては、鉄骨造りであったことから、平成二十一年度既に耐震診断を実施しており、耐震性能が確保されていることが確認されているところであります。

今回は、この建物を除く斜線部分の木造校舎棟及び木造屋内運動場の耐震性能を確認するため、耐震診断を実施したところでありますが、木造部分の校舎棟については、構造耐震指標、いわゆるIw値が文部科学省が求める耐震性能目標である一・一未満であるという結果が判明し、また、屋内運動場につきましても、保有水平耐力に係る指標値が耐震性能目標である一・〇未満であることが判明したところであり、判定委員会において、耐震補強等の対応が必要であると判定されたところであります。

なお、耐震補強等への対応であります。耐震診断業務を受託した設計事務所からは、校舎棟については、木造ブレースを新設することによる耐震補強工法の提案が示されるとともに、屋内運動場については、屋根部分の全面撤去など、全面解体に類する工事が必要である旨の提案が示されたところであります。

教育委員会といたしましては、今後、当該結果について、学校及び保護者等にお知らせして参りますが、当該小学校の築年数等を考慮すれば、全面改築に向けた検討が必要である一方、一学年の児童数が十名前後の小規模校であることから、今後の教育環境についても保護者や地域の皆様と話し合ってみる必要があるものと考えております。

また、一方では、子どもの安全にかかわることでもありますことから、できる限り早期に教育委員会としての安全確保に向けた方針を決定したいと考えており、四月中には、保護者への報告と意見交換を開始していくこととしております。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

西村委員

今の御説明ですと、場合によっては、統合ということも考えられるということでしょうか。

総務課長

今現在で、統合ということは、我々の方で考えておりません。まず、「耐震診断の結果を報告したい。」という点と、合わせて、「今のある学校の環境がどうなのか。」という御意見を伺いたいというところがございます。まず、統合という部分は、考えてございません。

委員長

その他、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

私から、今後の方向性については、少し急いで出す必要があると、今日の報告を受けて感じました。特に診断の結果は、一連の耐震診断をやってきた結果、西田沢がこのような形で結論が出てきているというのが、心配である。また、早急に方向性を出して、保護者の方たちに指針を示す必要があると思っておりますがいかがでしょうか。

教育部長

そのようなこともありますので、保護者の方には、通知を流しまして、今週の金曜日、速やかに報告をして、御意見を伺うという形をとりたいと考えておりました。その結論を速やかに出して、まずは子どもの安全が最優先されるべき事案でありますから、時間をかけたくないという想いでございます。

委員長

その他、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ、次に移ります。

(三)「青森市民室内プール改修工事の工期について」事務局から報告をお願いいたします。

文化スポーツ振興課長から説明

市民室内プールの改修工事の工期について御報告申し上げます。

市民室内プールの改修にかかる進捗状況でございますが、三月末に天井及び配管改修にかかる設計業務が完了したところであります。

これに伴いまして、今後改修工事に着手することとなりますが、天井及び配管改修工事を同時進行で実施することとし、大まかな改修工事期間は、現時点で約5カ月程度を見込んでおります。

これにより、所要の契約手続等を踏まえたうえで、十月頃に工事を完了させ、十一月頃には施設を再開できるもの

と考えております。

現時点での工期につきましては、広報あおもり五月一日号をはじめとした各種広報媒体を活用して周知するほか、詳細な再開時期が判明した際には再度周知を図っていくこととしており、引き続き一日も早い再開に努めて参ります。以上です。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

ないようであれば、次に移ります。

(四)「青森市スポーツ推進審議会委員の就任辞退について」事務局から報告をお願いいたします。

文化スポーツ振興課長から説明

青森市スポーツ推進審議会委員の就任辞退について、御報告いたします。

委員の皆様には、去る平成二十四年第三回本定例会におきまして、青森市スポーツ推進審議会委員九名の選任について御承認をいただいた際、当該九名の方に加え、関係行政機関の職員として四月一日より新たに青森県教育庁スポーツ健康課長に就任される方に対し、今後御就任方をお願いして参る旨、御報告させていただいたところでございますが、その後、依頼文書とともに、直接御本人にお会いして委員就任方を御依頼したところ、就任を辞退される旨の回答がございました。

このため、教育委員会といたしましては、先に皆様に御承認いただいた九名の方々により、去る四月十九日に審議会を設立させていただいたところでございます。

今後は県教育庁スポーツ健康課との連携をこれまで以上に密にしながら、(仮称)青森市スポーツ推進計画の策定をはじめ、県の施策と連携した有効な施策を講じていくことができるよう努めて参りますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

西村委員

辞退された理由について、事前には知ることはできなかったのでしょうかという点と、なぜその方で、今後その目的を達成するために方策があるかどうかの二点について、お尋ねいたします。

文化スポーツ振興課長

まず、県のスポーツ健康課長については、平成二十二年に当定例会で、皆様の方から御承認いただいた前の課長でございます。この課長からは内諾を得て進めていく予定でございました。従って、今回、課長が交代されるということで、お願いすることと、進めさせていただきました。そのようなお話をさせていただくとともに、このスポーツ推進審議会の説明を新しく来られる課長に事前にさせていただきました。ただ、新しい課長は、青森市だけの委員になるのは、県全体を包括する立場からして馴染まないということ、委員でなくともこのスポーツ推進計画にかかるスポーツ振興の部分については、いつでも協力するといったこともございましたので、お立場上のことからと承った次第でございます。

委員長

そのほか、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ、次に移ります。

(五)「体育施設における新エネルギー・省エネルギー設備の導入について」事務局から報告をお願いいたします。

文化スポーツ振興課長から説明

体育施設における新エネルギー・省エネルギー設備の導入について御報告申し上げます。

教育委員会では、地球温暖化対策の推進を目的に、国の中核市・特例市グリーンニューデール基金を活用し、去

る三月に、青森市スポーツ会館及び青森市民体育館において、新エネルギー・省エネルギー設備を導入いたしました。

導入した設備の概要といたしましては、まず、青森市スポーツ会館において、

一つに、駐車場付近に十キロワットの太陽光パネルを設置し、

二つに、館内照明六百五十六個をLED型の照明に交換いたしました。

このことにより、年間約三万四千キロワットアワーの電力削減効果があり、シーオーツーに換算すると年間十六・三トンの削減がはかれるものと推計されております。

併せて、来館される市民の皆様が発電量やシーオーツー削減量の効果を知っていただけるよう、館内にモニターを設置しました。

具体的に申し上げますと、

一つには、リアルタイムの発電量やシーオーツァー削減量を表示する画面
二つには、発電量やシーオーツァー削減量について、今日の結果、一週間の結果、一ヶ月の結果、一年の結果をグラフにした画面

三つには、小学生向けや中学・高校生向けの地球温暖化について学んだり、クイズ形式で楽しめる画面
などで構成されており、備え付けのパソコンで誰もが簡単に操作できるようになっております。
次に、青森市民体育館において、

一つに、体育館の入り口付近の庭園灯三基をLED型に交換し、その電源として太陽光発電パネルを設置しました。
二つに、駐車場の外灯二基をLED型に交換しております。

三つに、市営野球場側の臨時駐車場に太陽光パネルと一体となったLED型外灯を二基、さらにそのパネルから連結して電源を確保するLED型外灯を一基、計三基の外灯を新たに設置
いたしましたところであります。

このことにより、年間約二千六百キロワットアワーの電力削減効果があり、シーオーツァーに換算すると年間一・三
トンの削減がはかれるものと推計されております。

教育委員会といたしましては、環境負荷の低減のため、市関連部局と連携しながら地球温暖化対策に取り組んで参
りたいと考えております。

以上です。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

平出委員

コスト転換については、三万四千キロワットアワー削減されたということですが、全体の使用量からすると、どのぐらいの削減になるのか、それから、市民体育館の方はどのぐらいの割合になるのか、教えてください。

文化スポーツ振興課長

削減量でございますが、スポーツ会館につきましては、約三・九パーセントの削減が見込まれております。市民体育館
につきましては、〇・七パーセントの削減が見込まれております。

委員長

そのほか、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

なければ、次に移ります。

(六)「棟方板画館・棟方志功記念館合併記念「棟方志功展」の開催について」事務局から報告をお願いいたします。

文化スポーツ振興課長から説明

棟方板画館・棟方志功記念館合併記念「棟方志功展」の開催について、御報告申し上げます。

教育委員会では、財団法人青森市文化スポーツ振興公社と共催で、鎌倉にありました財団法人棟方板画館と青森の財団法人棟方志功記念館の合併を市民の皆様様に周知するため、五月一日から五月八日の期間にわたり、青森市民美術展示館において、棟方板画館・棟方志功記念館合併記念「棟方志功展」を開催いたします。

具体的な内容につきましては、お配りしております配布資料のとおり、鎌倉の棟方板画館から移管された、板画「追開心経頌抜粋の柵」、倭画「明歴々露堂々図」などの四点の作品と記念館が所有する複製画二十六点の作品に加えまして、棟方志功の鎌倉での日々を撮影した写真や「棟方志功」をテーマにした本市所蔵の版画や黒滝武蔵氏が制作した作品を展示することとしております。

また、五月五日のこどもの日には、版画の街・あおもり実行委員会の御協力によりまして、アニメのキャラクターや桜などの二色摺りが楽しめる「子ども版画体験コーナー」を開設することとしております。

委員の皆様におかれましても、この機会に是非会場へ足をお運びいただき、本市が生んだ偉大な板画家棟方志功の世界をご堪能いただくとともに、本市の文化資産である版画の魅力に触れていただきますようお願い申し上げます。以上です。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

ないようであれば、次に移ります。

(七)「小・中学校の校庭除雪について」事務局から報告をお願いいたします。

学務課長から説明

小・中学校の校庭除雪について、御報告申し上げます。

市内の小・中学校における校地内の除雪につきましては、毎年、十二月から三月まで五回を限度に重機による除雪を行っております。しかしながら、今年の豪雪と三月に気温が上がらなかつたことにより、校庭内の積雪量が依然として多く、校庭を使つての教育活動に支障をきたす可能性が高くなつたことから、市内の小・中学校の中で、校庭に二メートルを超える雪山があるなどの積雪が多く、かつ、校庭に重機を入れることが可能である十四校において、校庭の除雪を実施したところでございます。

この十四校につきましては、四月十一日から十七日の日程で除雪を実施いたしました。また、これ以外の学校につきましては、小型除雪機などを利用した除雪を行っております。

これにより、二十日現在、市内のほとんどの小・中学校におきましては、校庭を使つての部活動等に支障がないほどの状況になっております。
以上でございます。

委員長

ただいまの報告について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

西村委員

除雪に関しては、今の説明をいただきまして、外での授業に支障がないという報告でございしますが、排水の方はどうなっておりますでしょうか。この雪解けもそうですし、雨水等も校庭の排水が悪い学校があると聞いてますが、調査したことはございますでしょうか。把握しておりますでしょうか。

成田教育次長

全部の学校について、先週確認させていただきましたが、グラウンドの状況につきましては、一部、金曜日の段階で、濡れているような学校もございましたが、グラウンド全てが使用できないという状況には、なっておりませんでした。

排水のことですが、学校のグラウンドによっては、排水に差がありまして、一時間もあれば水が消える学校もあります。夕方まで消えないという学校もございますが、一日くらいでなんとか次の日には使えている状況にございましたので、排水について、何らかの対応は考えておりますが、全面使えないというような状況ではございませんので、学校から長期にわたって使用できないという報告もない状況にあります。

委員長

その他、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

なければ、次に移ります。

(八)「浪岡庁舎周辺整備事業計画における浪岡中央公民館等の改築について」事務局から報告をお願いいたします。

教育課長から説明

浪岡庁舎周辺整備事業計画における浪岡中央公民館等の改築について、御説明いたします。

お手元に配付しております資料「浪岡庁舎周辺整備事業計画における浪岡中央公民館等の改築について」をご覧ください。

浪岡庁舎周辺整備事業の目的でございますが、浪岡庁舎周辺の公共施設の老朽化が著しく、また、施設内の通路等が未整備のため、乱雑に立地しており、効率的で機能的な土地利用がなされていない状況にありますことから、これらの課題を解消するため、浪岡庁舎周辺整備事業において、浪岡消防署及び浪岡中央公民館等の公共施設の一体的、機能的な再配置を図ろうとするものであります。

次に浪岡中央公民館の整備方針であります。まず、屋内運動場である克雪館が浪岡消防署の改築に当たり移転が必要となっております。

また、浪岡中央公民館は、老朽化が進んでいるほか、図書室、多目的ホールが狭いため利便性が悪く、さらにエレベーターが未設置のため、高齢者や障害者の方々にとって利用しづらい建物となっております。

これらに対応するため、公民館の改修を検討しましたが、部屋の拡充につきましては耐震上の問題から壁を撤去できない所もあるほか、エレベーター設置に当たっては既存の各階の部屋を縮小しなければならないなどの構造上の障害等もあり、改修は困難であると判断されました。

このため、移転を余儀なくされた克雪館と、公民館機能の更なる向上を図り、防災活動の拠点としての機能も併せ持った新たな浪岡中央公民館及び公民館から分離して設置する多目的ホールを、新たな場所に一体的に整備することといたしました。

資料二ページの施設の配置計画をご覧ください。

新しい中央公民館と新克雪館及び多目的ホールにつきましては、現在の中央公民館の東側に一体的に整備することとしております。

今後のスケジュールでございますが、平成二十四年度は、浪岡中央公民館、克雪館の基本実施設計及び克雪館の解

体工事を実施することとしております。

また、平成二十五年度は、新しい中央公民館、克雪館、多目的ホールの建設工事に着手し、平成二十六年度中に完成したいと考えております。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

ないようであれば、以上で報告を終わります。

(二) その他

委員長

その他、事務局から何かございませんでしょうか。

委員長

その他、特になければ、次回の定例会について、協議したいと思えます。私の方から提案がありますので、お願いします。日程的に五月の開催は、開催を希望した日に、当研修センターの会場が確保できないとのことでありました。

一方、私も教育委員が、学校現場の状況を把握するため、昨年度も小・中学校を何校か訪問しておりますが、未だ数は限られたものとなっておりますことから、訪問回数を増やしたいこと、また、校長先生以外の教職員のみなさんとの話し合いしたいこと、さらには保護者や地域の方々との情報共有も必要ではないかと感じておりまして、先般四月十日の小・中学校長会の場でも私、申し上げたところでございます。

私自身が、学校現場が抱える課題等につきまして、現場の意見を聞いてみることに、また、教育委員会が行っている、いろいろな施策について、保護者や地域の方々との理解と支援を得ていくためには、教育委員会、教育委員としての情報発信が非常に重要であると考えております。

今回、そのための手法の一つとして、この教育委員会の定例会を、場所を変えて開催してはどうかと考えまして、教育委員の皆様にも定例会を学校で開催してはどうかというのを提案、また、学校で開催するのであれば、その学校の視察もいっしょに行えばよいのではないかと提案したところであります。

委員の皆さんからも、学校訪問を行い、その学校で定例会を開催し、保護者や地域の方たちに傍聴していただくことにより、

教育委員の活動を理解していただく、よい機会なのではないか、是非とも開催して欲しい、との意見であることから、五月の定例会の開催場所については、学校で開催することを私自身希望したところであります。

そのようなことで、連絡させていただきましたら、五月の定例会につきましても、開催日を五月十六日水曜日に、泉川小学校として、可能な準備ができそうだと、この機会に泉川小学校で定例会を開催したいと考えておりますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員了承

委員長

それでは、五月十五日水曜日の午後、泉川小学校の学校訪問をし、午後三時から同校で定例会を開催したいといたします。御異議がないようであれば、改めて確認しますと、五月十五日水曜日、午後三時から泉川小学校で開催するということで、決定させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

以上を持ちまして、平成二十四年第四回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成二十四年四月二十三日開催の平成二十四年第四回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十四年五月二十三日

書 記

川 村 拓

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十四年六月二十六日

署名委員

西 村 恵美子

署名委員

月 永 良 彦